



要望先：滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課

地域生活支援事業の国、県補助額の適正化について 【国への要望、県への要望】

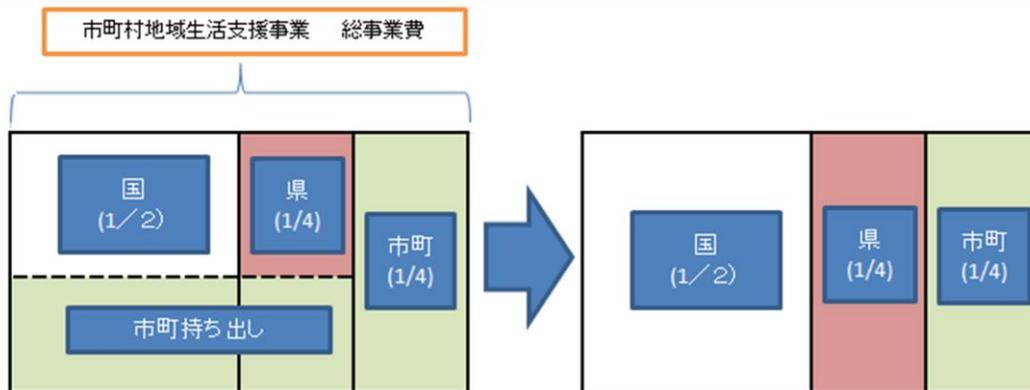
要望内容

市町村地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町村の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うとされているが、事業展開が積極的に図れるよう自立支援給付と同様に国の義務としていただき、実績額を補助対象基本額とし、50/100の補助をしていただくよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、県補助金についても同様に実績額の25/100の補助としていただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国、県の補助額について、交付要綱上は国50/100、県25/100以内となっているが、現状はそのうちの5割～6割の歳入しか見込めず、事業規模が年々大きくなっていくなかで、事業費に占める市の負担が5割を超えており、予算の確保が難しく、事業促進の妨げとなっている。



事業実施による効果

国、県が市町村に対し、補助額の適正化を図ることで、市町村地域生活支援事業を充実させることができ、障害者が地域で安心して暮らせる。

担 当：草津市健康福祉部 障害福祉課 障害福祉係
TEL：077-561-6972

国民健康保険制度の円滑な運営に係る財政支援について【国への要望、県への要望】

要望内容

国民健康保険の財政基盤の安定と被保険者の負担の抑制を図るための一層の財政支援について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、県で進めている県内保険料水準の統一については、統一目標年度を令和9年度、経過措置期間を令和12年度までとする案が提示されており、さらには納付金の精算制度をはじめ保険料水準の統一に向けた新たな仕組みの構築に係る提案がなされている。

これらは第3期滋賀県国民健康保険運営方針の策定作業と並行して課題整理が進められていくものと理解しているが、後期高齢者支援金の大幅な増加や医療費の伸びなど、回避が困難な原因に起因して令和5年度標準保険料率の増加があったことから、新たな仕組みの構築にあたっては、県内市町の支え合い・分かち合いを強化しながら、県内全体の被保険者の負担軽減につながる制度設計にさせていただきよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

国民健康保険財政の都道府県単位化により財政基盤の安定化が一定図られたものの、高齢・低所得の被保険者が多い国民健康保険の構造的な問題による脆弱な財政基盤の問題は解消されていないのが現状である。また、生活必需品の価格上昇や雇用情勢の不安など、社会経済情勢の悪化が懸念される中で、被保険者においては、保険料の負担感は増加していると考えられる。

このことから、国民健康保険の構造的な問題や現状の社会経済情勢に鑑み、国民健康保険財政に対する財政支援の充実が必要である。

また、県で進めている保険料水準の統一に向けた取組においては、保険料が増加する場合の被保険者への説明は困難であると考えられることから、県内市町の支え合い・分かち合いを強化しながら、県内全体の被保険者の負担軽減につながる制度設計にさせていただきよう、これまでと同様に、県内市町と十分な議論を行った上で実施する必要がある。

事業実施による効果

国民健康保険財政の安定および高齢・低所得者が多くを占める国民健康保険被保険者の負担の抑制を図ることができる。

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

介護人材の育成・確保に向けた具体的かつ効果的な 施策の展開について【県への要望】

要望内容

介護分野の従事者について、一定の処遇改善がなされてはきているものの、現場においては引き続き人材の確保・定着・育成が進まない現状がある。

こうしたなかで、広域的な視点で各市町を先導し、具体的かつ効果的な施策を推進することについて、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

介護保険制度が利用者のニーズに応えるよう十分に機能していくためには、人材という限りある社会資源の「現状の的確な把握」を行い、「処遇改善」「新規参入や多様な人材の活用の促進」「介護の仕事の魅力向上」「職場環境の改善」等のため、各市町と連携を図りながら地域の実情に沿った具体的かつ効果的な施策、取組を推進し、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保と定着および育成を図っていくことが重要である。

- (1) 県内唯一の介護・福祉専門の無料職業紹介所である「介護福祉人材センター」の機能強化、県全域あるいは湖南、湖西、湖北、湖東などの各ブロックの現状を踏まえたとえでの広域的な人材確保策の推進が必要。
- (2) 福祉・介護の現場における「きつい」「低賃金」というマイナスイメージを払拭するために市町が取り組む人材確保・育成事業に対する補助事業の継続が必要。
- (3) 民間職業紹介事業者の活用において課題となっている高額な紹介手数料の負担軽減および公共職業安定所等の無料職業紹介事業者による職業紹介の充実を図ることが必要。

事業実施による効果

介護人材の育成・確保に向けた機会の創出や取組が効果的に促進されることで、安定した介護サービスの提供、ひいては利用者本位の質の高い介護サービスの提供につながる。

担 当：健康福祉部 介護保険課 介護保険係
TEL：077-561-2369

要望先：滋賀県健康医療福祉部 健康寿命推進課

滋賀県がん患者のアピアランスサポート事業について 【県への要望】

要望内容

がん患者のアピアランスサポート事業について、本市のアピアランスケア支援事業の利用者の状況によると、本市の助成額上限10千円に対し、医療用ウィッグ等補整具の平均購入額が一人当たり90千円を超えている。利用者に対するさらなる負担軽減を図るため、補助額の増額について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

現状

- ・本市のアピアランスケア支援事業助成金交付申請者（令和4年度）の医療用ウィッグ等補整具購入額は、一人当たり平均96,960円である。
- ・また、補整具を管理するためのケア用品（くし・シャンプー等）や洗い替えを複数個持つ必要がある。
- ・草津市がん患者のアピアランスケア支援事業助成金交付申請者に対し、「アピアランスケア支援事業についてどのように思われるか」とアンケートを実施したところ、約50%の人が「助成額を増やしてほしい」と回答された。

課題

- ・医療用ウィッグ等は高額であることが多く、補整具以外の必要購入品も多くあるため、アピアランスケアにかかる費用負担が大きい。

事業実施による効果

- ・がん患者のアピアランスケアにかかる費用負担が軽減する。
(外見の悩みに対し、心理的および経済的負担が軽減する。)

担 当：健康福祉部 健康増進課 健康増進係
TEL：077-561-2323

要望先：滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課

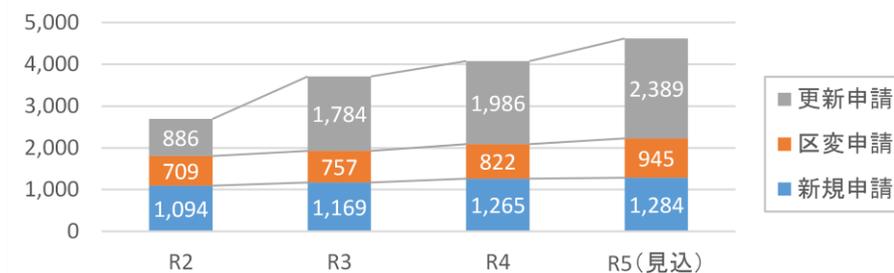
要介護・要支援認定有効期間の見直しについて 【国への要望】

要望内容

現在、高齢者人口の増加に伴い要介護認定申請件数が増加し、関係者の負担も増加しており、申請日から認定まで30日以内とする法の基準を上回るケースが増加している。これらの課題に対応するため、新規申請及び区分変更申請における要介護・要支援認定有効期間の上限を12ヶ月から24ヶ月に見直すよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ・要介護認定申請件数は年々増加傾向にあり、認定調査員、主治医、介護認定審査会委員等の関係者の負担が増加している。(グラフ参照)
- ・申請件数の増加により、申請から認定までの期間が全国的に見ても基準である30日を大きく上回っており、本市でも同様の傾向にある。(下表参照)



申請から認定までの期間

	草津市	滋賀県	全国
データ入力件数	1,748 (100.0%)	24,128 (99.4%)	2,217,055 (99.1%)
平均値(日数)	40.8	39.5	38.3

※データ集計対象期間：R4. 4. 1～R4. 9. 30

(表は令和4年度要介護認定適正化事業業務分析データ【第2回】より)

事業実施による効果

- ・有効期間の延長により申請件数の抑制を図り、事務の効率化に資するほか、申請から認定までの日数が短縮できる。
- ・申請から認定までの日数が短くなることで、住民が速やかに介護保険サービスを利用できるようになる。

担当：健康福祉部 介護保険課 介護認定係
TEL：077-561-2370

保育士確保にかかる処遇改善について 【国への要望、県への要望】

要望内容

保育士の処遇改善につながる公定価格の継続した引き上げについて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。また、子育て世代の流入などにより県南部地域の人口増が続くなか、県独自の保育士確保にかかる処遇改善補助制度の創設について、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ・国の公定価格は、子ども・子育て支援新制度以降引き上げられ、令和4年2月からの国の経済対策に引き続き、新たに加算項目（処遇改善等加算Ⅲ）を設けるなど保育士等の処遇改善が実施されたが、未だ保育士の給与は他業種よりも低い状況であり、保育士確保策としての抜本的な解決にはつながっていないことから、保育士の処遇改善につながる公定価格の継続した引き上げが必要である。

全産業 (月額給与) ※1		保育士 (月額給与) ※2	処遇改善		計	差額
令和2年度	36.1万円	30.2万円	市	0.75万円	31.0万円	5.15万円
令和3年度	36.9万円	31.9万円	国	0.9万円	33.6万円	3.3万円
			市	0.8万円		

※1 出典) 国税庁「民間給与実態統計調査」のうち平均給与を12か月で除して算出

※2 出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- ・また、待機児童の解消には、施設整備による保育の受け皿確保に加え、保育人材の確保が必要不可欠である。令和4年4月時点の滋賀県の待機児童率は全国3位となっており、本市においては施設整備により令和5年4月の待機児童数はゼロとなっているものの、慢性的な保育士不足により、需要があるにもかかわらず定員の上限まで受け入れられない施設が発生するなど、対応に苦慮している。
- ・本市では、保育士の離職防止や新規確保に向けた支援策として、市単独による処遇改善補助や年度途中の受入準備保育士の配置にかかる補助などを実施し、保育士の安定的な雇用の確保に努めているが、加配の必要な園児の受け入れ数も増加しており、さらなる保育士の確保が必要となるなか、市単独補助による処遇改善の実施には限界がある。

事業実施による効果

保育士の処遇改善により、安定的な保育士の確保や離職防止が図れ、より良質な保育の実践を実現できる。

担 当：子ども未来部 幼児施設課 総務・施設係
TEL：077-561-6968

重点要望(継続)

要望先：滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課
滋賀県教育委員会事務局 幼小中教育課



「切れ目ない支援体制整備充実事業」における看護師配置にかかる補助率の拡充および「病児保育事業」の幼稚園に対する適用拡大について【国への要望】

要望内容

- ① 幼稚園（幼稚園型認定こども園）における、医療的ケア児の受け入れ体制の整備にあたり、「切れ目ない支援体制整備充実事業」（文部科学省）の看護師配置に係る補助率について、「医療的ケア児保育支援事業」（厚生労働省）と同様の支援となるよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。
- ② 幼稚園（幼稚園型認定こども園）において、子どもが病気の際に、保護者が自宅での保育が困難な場合でも病気の児童を一時的に預かることで安心して子育てができる体制整備のため、補助金等の支援体制を創設するよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

【現状と課題①】

<現状>

文部科学省「切れ目ない支援体制整備充実事業」の補助率（国：3分の1）と厚生労働省「医療的ケア児保育支援事業」の補助率（国：2分の1）が異なっており、同じ医療的ケア児の受け入れ支援策に差が生じている。

医療的ケア児への支援については、法制化されたこともあり、国として統一した支援体制を検討いただきたい。

<課題>

医療的ケア児受け入れが円滑に行えるよう、保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）と同様の補助率とする必要がある。

現状と課題（続き）

【現状と課題②】

<現状>

本市では、安心して保育ができ、保護者への子育て支援が充実するよう、保育所や幼保連携型認定こども園と同様に、幼稚園型認定こども園において、保育中に体調不良となった子どもに対して対応できる看護師を市費負担で配置しているが、体制整備に係る予算の負担が大きい。

<課題>

保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）と同様に、安心かつ安全な体制を確保するため、体制整備の構築や補助金制度の創設が必要である。

事業実施による効果

- ①幼稚園および幼稚園型認定こども園において、看護師確保のための環境を整えることで、教育・保育を保障することができ、保護者への就労支援にもつながる。
- ②病気の児童を一時的に預かることにより、安心した子育て環境を整備することができる。

担 当：子ども未来部 幼児課 指導研修係
TEL：077-561-6878

要望先：滋賀県健康医療福祉部 子ども・青少年局

認定こども園等における障害児受入支援にかかる制度見直しについて【国への要望、県への要望】

要望内容

- ① 私立認定こども園等における障害児の受入支援については、対応する省庁が異なる2つの国庫補助制度を一本化することにより施設および地方公共団体の事務負担の軽減を進められるよう、国に働きかけていただきたい。
- ② 障害児を受け入れる施設を一層支援するため、受け入れる障害児が1人であっても、補助対象とするよう制度の見直しについて、国に働きかけるとともに、県においても対応を検討いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。
- ③ 公立幼稚園（幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園（1号認定））における障害児保育の推進に係る体制整備のため、新たな補助制度の創設について、国に働きかけるとともに、県においても対応を検討いただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

<現状>

私立における子ども・子育て支援新制度移行施設については、市が国・県の補助制度を活用し、障害児の受け入れにかかる職員の加配に必要な費用を補助している。なお、新制度へ移行していない私立幼稚園については、県が国の助成を得て、私学助成により実施している。

また、公立の幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園（1号認定）については、国・県の補助制度がなく、市費負担での運営となっている。

■市内施設における障害児加配補助の対応状況

		1号		2号	3号
		1人の場合	2人以上の場合		
私立	地域型保育施設	21施設			公定価格 (給付費の加算項目)
	保育所	11施設		自治振興交付金(県)	自治振興交付金(県)
	幼保連携型認定こども園 (社会福祉法人)	16施設	子ども・子育て支援交付金(国) 地域子育て支援事業費補助金(県)	自治振興交付金(県)	自治振興交付金(県)
	幼保連携型認定こども園 (学校法人)	1施設	補助なし	私学助成	自治振興交付金(県)
	幼稚園型認定こども園 ・幼稚園(新制度移行)	2施設		私学助成	子ども・子育て支援交付金(国) 地域子育て支援事業費補助金(県)
	幼稚園(新制度未移行)	3施設	私学助成	私学助成	
公立	幼稚園型認定こども園	8施設	補助なし		
	幼保連携型認定こども園	2施設		自治振興交付金(県)	自治振興交付金(県)
	保育所	3施設		自治振興交付金(県)	自治振興交付金(県)

部は認定児童なし

<課題>

- ① 本市における障害児加配補助を実施する施設は、上記によるが、施設や児童の認定の類型により、同じ施設でも2つの手続きが必要になるケースがあり、申請手続きにかかる事務負担の軽減と簡便化を図る必要がある。
- ② 私立における認定こども園および新制度移行後の幼稚園について、受け入れる障害児が1人である場合は、国・県いずれの補助対象にもならないことから、支援を行うことが難しく、障害児の受け入れや保育士等の処遇改善が進まない状況である。
- ③ 公立について、保育所（保育所・幼保連携型認定こども園（2号及び3号認定））は、障害児の受け入れにかかる補助制度が整備されているが、幼稚園（幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園（1号認定））については、国・県いずれの補助制度もなく、障害児の受け入れと安定した保育士確保のため、保育所と同様の補助金制度の創設が必要である。

事業実施による効果

- ① 補助金・交付金の交付手続きを一元化し、簡便化することで、施設および地方公共団体の事務負担の軽減を図ることができる。
- ② ③ 障害児の受け入れ促進や保育士確保のための環境を整備し、さらなる処遇改善を図ることで、児童一人ひとりに対して、家庭や関係機関と連携して支援を行うための体制の充実を図ることができる。

担 当：子ども未来部 幼児課 指導・研修係
幼児施設課 総務・施設係

TEL：077-561-6878

077-561-6968

児童家庭相談業務体制の充実について【県への要望】

要望内容

専門機関である児童相談所において、迅速かつ適切に業務を実施していただくため、管轄地域の人口や要保護児童対応ケース数の規模に応じた経験豊富な職員の配置をしていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、令和6年4月に県内に新たな児童相談所を設置予定と聞いているが、経験豊富な職員の人事異動等により、草津市管内の児童相談所における相談体制が低下しないよう、人材育成や人員配置についても、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

市の相談体制を充実させ、児童虐待事案へ積極的かつ適切に対応するためには、専門機関である児童相談所が自らの機能や権限を躊躇なく活かし、子どもの一時保護や保護者指導等の業務や、市に対する助言や援助等の業務を適切に実施していただくことが極めて重要である。

今年度、草津市域を管轄する中央子ども家庭相談センターでは、虐待対応係2名、相談係3名の合計5名の担当職員を配置いただいたが、令和3年度中の草津市の虐待相談件数は当該センターの管轄市中、最多の1,420件であり、他市相談件数と700件以上の差がある。

草津市は人口規模・相談件数ともに多く、かつ、複雑化・複合化した問題を抱えたケースや子どもの安全確保のために緊急対応を要するケース等も多いため、市では対応困難な場合やより専門的な対応が必要な場合は、児童相談所による迅速かつ適切な対応が不可欠である。

事業実施による効果

人口や要保護児童対応ケース数の規模など草津市の実情に応じた担当職員を配置していただくことで、緊急性や重篤性の高いケースへの迅速かつ適切な対応を可能とし、子どもの安全確保を図ることができる。

担 当：子ども未来部 家庭児童相談室 家庭児童相談係
TEL：077-561-2460